

下市町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

下市町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第3期下市町教育大綱で掲げる「ふるさと下市に愛着と誇りをもち新たな価値を生み出す力とたくましく生きる力を育む」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

下市町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、下市町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 下市町の現状

下市町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和2年4月に「教育職員の業務量の適切な管理、その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年平均	年360時間を上回る割合
前期課程	18.5%	2.4%	月 27.4 時間	28.6%
後期課程	17.5%	0.8%	月 32.5 時間	60.0%

前期課程、後期課程とも月45時間以上を上回る教職員が2割程度いるものの、平均すると

前期課程27.4時間、後期課程32.5時間に抑えられている。ただし、80時間を超える教職員はほとんどいないが、年360時間を上回る割合が後期課程で6割を超えており、今後も部活動の地域展開を計画的に推進していくとともに、スクール・サポート・スタッフのさらなる活用や柔軟な教育課程の編成等、日々の時制の工夫を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

【ストレスチェックの受検率状況】

	対象者	回答者	受検率
令和6年度	48人	33人	68.8%
令和7年度	47人	31人	66.0%

【令和6年度の年次有給休暇の平均取得日数状況】

	平均取得日数	平均取得日数10日以下の割合
前期課程	16.7日	21.4%
後期課程	15.3日	20.0%

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける受検率を100%にする。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数10日以上の割合を100%

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員

会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の期間に合わせることにし、次回更新時は期間を4年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

従前から、児童生徒の登下校の見守り活動は、地域コミュニティや地域のボランティアに担っていただいているが、今後も保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

② 部活動

引き続き、休日の部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備

引き続き、授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置し、さらなる活用を促す。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

福祉部局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以

上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、下市町立学校職員衛生管理規程を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

ア 1ヶ月時間外在校等時間が複数月平均80時間を超えた教育職員には、産業医による面接指導を実施する。

イ 終業から始業まで11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

エ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。

オ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、関連する取組や、今後のフォローアップに関する事項について記載する。

(1) 取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、下市町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、タイムカードや本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(4) 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。